



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

12月末現在

総人口 5,644人

男 2,686人

女 2,958人

世帯数 1,358



No. 159

2月号/52

52年の初市共販

役場だより

本町は昭和五十一年度より、消費生活モデル町の指定を受け、消費生活に関して、婦人会が主体となつて研究をしています。今回その行事の一端として左記のとおり講演会を開催いたします。婦人人員はもとより一般多数の受講をお待ちしています。

記

- 一、日時 二月十五日 午前十時
- 一、場所 南小国町中央公民館
- 一、講師 菊池郡泗水町 養生園長竹熊宣孝先生
- 演題 婦人の健康について
- 春季全国火災予防運動が実施されます
- 2月28日から3月13日まで昭和51年度職業訓練指導員試験が行われます
- 学科、実技試験、3月14日、3月22日まで。詳しい事は役場町民相談室におたずねください。

初市共販状況について

南小国町森林組合が素材共販事業を始めて20周年になり其の初市が1月13日に開かれ、下記の価額で売買されました。

第482回共販状況報告 南小国町森林組合
共販日昭和52年1月13日 総玉数 12,479玉 総売上23,629,891円
次回昭和52年1月24日 総材積697.705m³ 平均m³33,868円 石9,407円

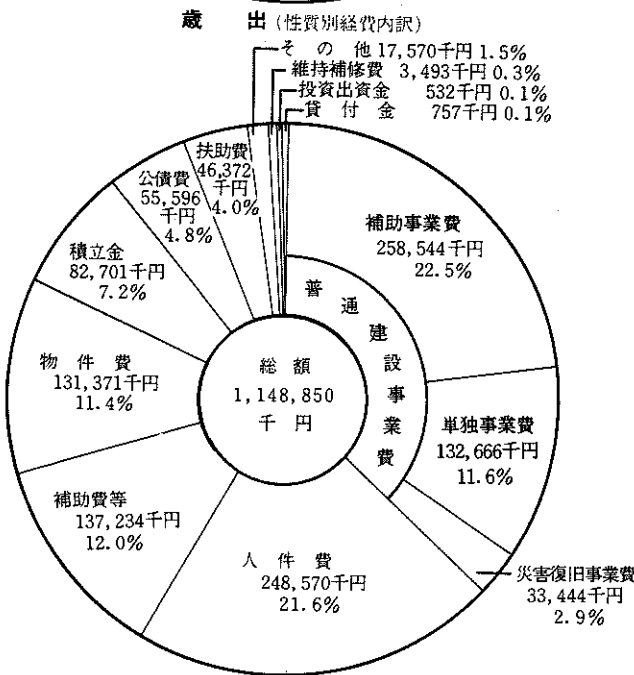
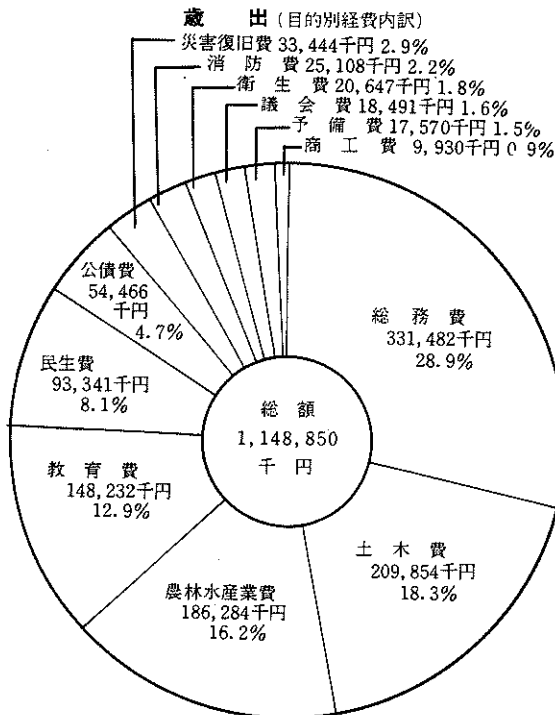
樹種	長級	径級	高	値	安	値	備考
杉	4m	3cm~8cm	34,990	29,200			第481回共販
〃	〃	9~16	36,000	28,000			昭和51年12月23日
〃	〃	18~26	37,890	33,110			玉数 14,573玉
〃	〃	28以上	40,280	35,960			材積 776,074m ³
〃	3m	4~18	36,000	17,000			売上24,878,204円
〃	〃	28~40	75,290	33,460			平均 m ³ 32,056円
〃	2m	10~34	28,600	10,000			石 8,904円
〃	6m	14~16	39,100	38,990			前回より+503円高
桧	4m	9~16	49,990	45,390			
〃	〃	18~26	62,800	43,990			
〃	3m	10~18	55,590	55,200			
〃	〃	32~40	178,000	142,000			
〃	6m	13~18	77,300	72,990			

財政事情の公表

地方自治法に基づき、毎年一月四日に財政事情の公表をしなければなりません。

今回の公表内容は、昭和五十一年度上期（九月三十日まで）の一般会計予算及び国民健康保険など三特別会計について、その収支の状況や財産の状況などです。

これら公表されたものを町民の皆さんにお知らせします。



（予算の現計）

九月三十日現在の一般会計予算は、十一億四八八五万円で当初より三億六七〇五万二千円の増加となっております。九月までに予算に計上された主な事業は、

矢津田小国町外四線の道路新設改良費六〇五〇万円、大久保線外二線の林分改良事業費一、五一一万九千円、幸切線外一線の山村振興事業費二七九万九千円、立岩線外一線の林道新設改良費四八一六万八

千円、平爪線外一線の林構事業二六〇六万円、上矢田原線外一線の林道舗装費八〇〇万三千円、石原追線改良事業二〇六八万一千円、星和矢ヶ部線舗装外四事業一、四六九万九千円、黒川公営住宅建築工事四七四八万六千円、中原小ブール建設事業三、二二万一千円、森林火災用無線設置六五〇万円、小型ポンプ付積載車一五〇万円、市原小ナイター施設一、一八万一千円、カーブミラー、ガードレール

設置五九七万五千円、部落集会所建設四四七万四千円、災害復旧費三、四九三万七千円など、南中管理工事一、三六八万六千円などです。

（収入及び支出の概況）

一般会計の収入済額は、四億一、八二二万五千円で予算に対する収入割合は、三五・八%となっています。これに対し支出額は、三億五、五四四万四千円で予算に対し三〇・九%の執行割合となっています。この結果五、六三三万二千円の歳計現金となります。

（収入）

収入状況を費目別にみますと、町税四八三万円で予算に対する収入割合は、六二・一%となっております。この町税と地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税交通安全対策特別交付金を合わせた一般財源は、三億四八五万一千円となり、収入総額の実に八五・一%を占めています。

これに対し国県支出金が、三〇四万六千円と少ないのは、事業の進捗状況により交付されるのが主体だからです。

財産収入は、一、二八七万五千円で予算に対し一四・三%、分担金及び負担金五七六万円、使用料及び手数料三五四万一千円、寄附金一九二万九千円、諸収入六二八万九千円となっております。

(支出)

歳出予算に対する支出状況を各費目別にあらわし内容説明を加えてみましょう。目的分類は、行政活動のどの分野にどれだけが投入されているかをみるものです。

▽議会費

八二八万四千円で予算に対する執行割合は、四四・八%であります。主として議員さんの報酬及び

費用弁償、各種委員会運営費や負担金です。

▽総務費

総額一億二〇八二万一千円の支出で執行率三六・四%です。総務費は全般的な管理事務費、

財政企画調整費、交通安全、統計選挙、戸籍等の事務費や町の財産の維持管理費、広報、徴税、監査などの費用に支出されている。

▽民生費

三九三万四千六千円の支出で高令者医療特別給付金、老人クラブ補助金、遺族会補助、招魂祭費、保育所運営費等に支出されています。

▽衛生費

支出額五二万二千円で主なもの、予防費関係と人件費であります。

▽農林水産業費

本町産業の中心であります農林業費は、土木費と共に大きなウェイトを占め、予算額一億八六二万四千円に対して、執行率二六・一%の四八五万四千円でありま

す。り、九月までの支出内容では、小学校舎の修理費等二一七万八千円、中原小学校プール建設一〇万円等のほか人件費、物件費、補助費等が含まれています。

▽災害復旧費

一〇九〇万二千円の支出で主に農林水産施設などの災害復旧費であります。

▽公債費

二六一万七千円で予算に対する執行率四八%で、これは町債の元利償還金であります。

▽商工費

支出額三五万八千円で商工会事業助成金、及び観光関係等に支出されております。

▽土木費

総額四七五万四千円の支出で予算に対する執行率は、二二・八%であります。

その主な支出は、道路維持のための砂利敷工事四〇八万五千円、矢津田小国町線ほか道路新設改良費一九四万九千円、黒川公営住宅建築工事費二二二万二千円等となっております。

▽消防費

支出額六一万円で森林防火水槽一三一七千円等に支出されています。

▽教育費

教育費は、本町予算の中でも大きく総額の二二・九%を占めてお

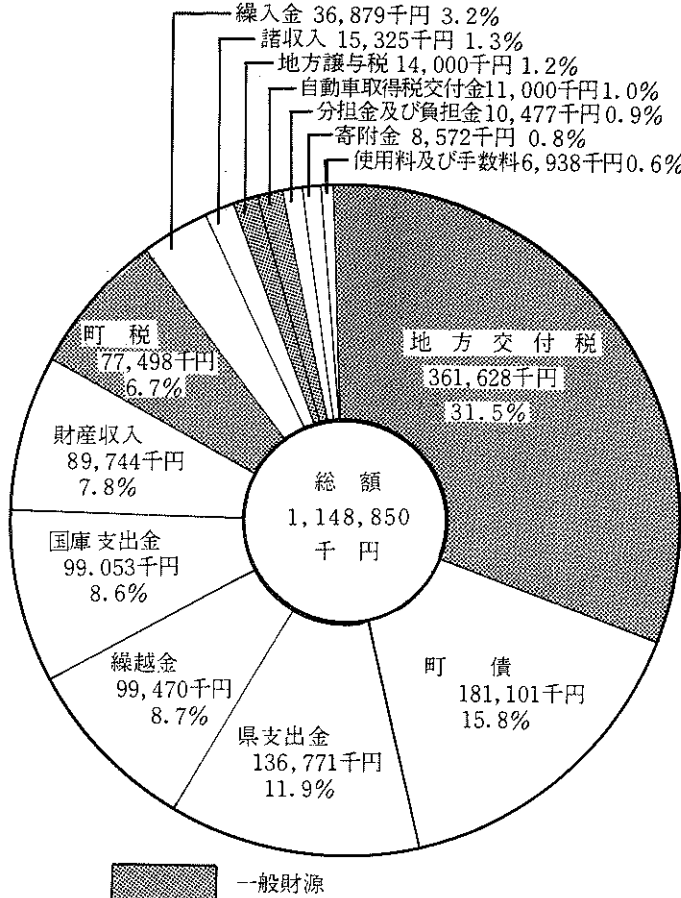
(特別会計)

国民健康保険特別会計は、九月三十日現在で二億二五二万九千九百円の予算に対して収入が七、五六万一千円あり、支出は七、〇五〇万六千円で主に療養給付費や人件費に支出されています。

簡易水道特別会計は、収入四四四万八千円に対して、支出は四二二万七千円で主に人件費、維持費、公債費に支出されています。

農業共済事業特別会計は、四八八万九千円の収入に対し、四九〇万七千円の支出となっており、家畜共済金等が主となっています。

歳入 (性質別経費内訳)



町 債 現 在 高

(単位 円)

町債の目的別	起債金額	昭和50年度末現在高	昭和51年度元利償還金			差引未償還額	昭和51年度起債額(9月30日まで借入額)
			元 金	利 子	計		
水田取得事業債	3,400,000	1,360,000	680,000	95,200	775,200	680,000	
一般公共事業債	16,500,000	13,830,034	1,571,334	895,290	2,466,624	12,258,700	
公営住宅建設事業債	12,800,000	9,828,605	575,535	629,065	1,204,600	9,253,070	
一般単独事業債	82,500,000	49,384,036	9,040,444	3,365,697	12,406,141	40,343,592	
義務教育施設整備事業債	44,500,000	38,599,079	1,382,170	2,605,303	3,987,473	37,216,909	
災害復旧事業債(補)	9,800,000	7,666,154	710,204	508,904	1,219,108	6,955,950	
“ “ (単)	2,400,000	1,618,848	228,569	101,569	330,138	1,390,279	
公有林整備事業債	12,300,000	12,300,000		525,431	525,431	12,300,000	
特定地域振興資金	8,600,000	5,420,327	1,021,633	253,843	1,275,476	4,398,694	
辺地対策事業債	73,200,000	48,904,908	6,364,988	3,182,153	9,547,141	42,539,920	
過疎対策事業債	188,600,000	179,023,721	6,238,831	11,782,702	18,021,533	172,784,890	
特別地方債	11,800,000	13,549,727	668,526	869,983	1,538,509	12,881,201	
小 計	466,400,000	381,485,439	28,482,234	24,815,140	53,297,374	353,003,205	
簡易水道事業債	56,100,000	43,428,954	1,703,782	2,950,420	4,654,202	41,725,172	
合 計	522,500,000	424,814,393	30,186,016	27,765,560	57,951,576	394,728,377	

町 債 借 入 先 別 調

(単位 円)

町債の目的別	昭和50年度末現在高	借 入 先				備 考
		大 蔵 省	郵 政 省	共 済 組 合	そ の 他	
水田取得事業債	1,360,000				1,360,000	
一般公共事業債	13,830,034		1,383,034			
公営住宅建設事業債	9,828,605		9,828,605			
一般単独事業債	49,384,036	14,132,591	2,480,445	12,830,000	19,941,000	
義務教育施設整備事業債	38,599,079	10,761,835	27,171,244		666,000	
災害復旧事業債(補)	7,666,154	7,666,154				
“ “ (単)	1,618,848	1,618,848				
辺地対策事業債	48,904,908	48,904,908				
過疎対策事業債	179,023,721	179,023,721				
公有林整備事業債	12,300,000				12,300,000	
特別地方債	13,549,727	13,549,727				
特定地域振興資金	5,420,327				5,420,327	
小 計	381,485,439	275,657,784	53,310,328	12,830,000	39,687,327	
簡易水道事業債	43,428,954	31,909,986	11,518,968			
合 計	424,814,393	307,567,770	64,829,296	12,830,000	39,687,327	

昭和51年度 町税収入状況調 (昭和51年9月30日現在)

(単位 千円)

税 目	予 算 額 (A)	調 定 額 (B)	収 入 額 (C)	未収入額 (B-C)	徴収率 ($\frac{C}{B}$)
町 民 税	20,999	21,772	11,179	10,593	51.3
固 定 資 産 税	28,890	30,184	18,738	11,446	62.1
軽 自 動 車 税	2,452	2,544	2,429	115	95.5
市町村たばこ消費税	9,050	4,934	4,934	0	100.0
電 気 税	3,000	1,830	1,830	0	100.0
木 材 引 取 税	7,304	8,045	3,275	4,770	40.7
特別土地保有税	2,302	2,539	2,539	0	100.0
普 通 税 計	73,997	71,848	44,924	26,924	62.5
入 湯 税	3,501	2,314	2,283	31	98.7
国民健康保険税	65,820	64,202	23,477	40,725	36.6
総 計	143,318	138,364	70,684	67,680	51.1

国民健康保険特別会計経理状況 (昭和51年9月30日現在)

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 現 額	収入額累計	科 目	予 算 現 額	支出額累計
国民健康保険税	65,820	24,173	総 務 費	8,475	3,674
使用料及び手数料	—	—	療 養 諸 費	194,446	59,044
国 庫 支 出 金	145,833	47,784	高額療養費	12,000	6,848
県 支 出 金	10	0	助 産 諸 費	2,400	760
繰 入 金	—	—	葬 祭 諸 費	500	180
基金繰入金	11,000	0	計	209,346	66,832
他会計繰入金	—	—	保 健 施 設 費	—	—
繰 越 金	2,500	3,522	公 債 費	1	0
諸 収 入	136	172	諸 支 出 金	13	0
			予 備 費	7,464	0
歳 入 合 計	225,299	75,651	歳 出 合 計	225,299	70,506

簡易水道特別会計経理状況 (昭和51年9月30日現在)

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 現 額	収入済額	科 目	予 算 現 額	支出済額
1.簡易水道収入	8,684	4,400	1.簡易水道費	6,287	1,910
2.分担金及び負担金	10	48	2.簡易水道布設費		
3.繰 入 金	896		3.公 債 費	4,620	2,327
4.町 債			4.予 備 費	150	0
5.繰 越 金	1,467				
歳 入 合 計	11,057	4,448	歳 出 合 計	11,057	4,237

農業共済事業特別会計経理状況 (昭和51年9月30日現在)

(単位 千円)

歳 入				歳 出			
款	項	予算額	収入済額	款	項	予算額	支出済額
(1) 農作物共済勘定				(1) 農作物共済勘定			
1.掛金及交付金 及補助金	1.共済掛金	7,486	615	1.保 險 料	1.保 險 料	845	
2.保 險 金	1.保 險 金	12,545	0	2.共 済 金	1.共 済 金	19,119	
3.無事もどし金	1.無事もどし金	515	0	3.無事もどし金	1.無事もどし金	1,541	
4.繰 越 金	1.繰 越 金	8,039		4.予 備 費	1.予 備 費	7,080	
計		28,585	615	計		28,585	0
(2) 蚕繭共済勘定				(2) 蚕繭共済勘定			
1.掛金及交付金 及補助金	1.共済掛金	128	83	1.保 險 料	1.保 險 料	99	
2.保 險 金	1.保 險 金	241	0	2.共 済 金	1.共 済 金	267	
3.無事もどし金	1.無事もどし金	1	0	3.無事もどし金	1.無事もどし金	16	
4.繰 越 金	1.繰 越 金	83	0	4.予 備 費	1.予 備 費	71	
計		453	83	計		453	0
(3) 家畜共済勘定				(3) 家畜共済勘定			
1.掛金及交付金 及補助金	1.共済掛金	4,126	37	1.保 險 料 及 技 術 料	1.保 險 料	4,126	35
2.保 險 金	1.保 險 金	5,400	979	2.共 済 金	1.共 済 金	5,400	878
計		9,526	1,016	計		9,526	913
(4) 業務勘定				(4) 業務勘定			
1.賦 課 金	1.賦 課 金	1,877	73	1.総 務 費	1.総務管理費	8,078	3,991
2.分 担 金 及 負 担 金	1.分 担 金	100	0	2.業 務 費		1,594	
3.県 支 出 金	1.県 負 担 金	6,014	3,043		1.損害評価費	1,242	0
4.繰 越 金	1.繰 越 金	2,077	0		2.損害防止費	352	0
5.諸 収 入		12	59	3.連合会支出金	1.連合会支出金	329	3
	1.延滞金加算 及 過 料	1	0	4.諸 支 出 金	1.諸 支 出 金	1	0
	2.預 金 利 子	1	0	5.予 備 費	1.予 備 費	78	0
	3.雑 入	10	59				
計		10,080	3,175	計		10,080	3,994
歳 入 合 計		48,644	4,889	歳 出 合 計		48,644	4,907

町 有 財 産 の 現 況

1. 土地、建物

(単位 千円)

区 分	土 地	建 物 延 面 積		
		木 造	非 木 造	計
本 庁 舎	4,111 ㎡	㎡	1,372 ㎡	1,372 ㎡
行政機関その他 の公共用財産	警 察 (消 防) 施 設	429		429
	消 防 施 設	876		876
	学 校	9,258	5,617	14,875
	公 営 住 宅	3,151	657	3,808
	公 園	289	25	314
	そ の 他 の 施 設	1,208	203	1,411
山 林	1,931,765			
原 野	19,504,269			
水 道 用 地	1,250			
宅 地	4,495			
田	11,479			
畑	13,058			
斧 隠 牧 場		181		181
老 人 憩 の 家		133	72	205
雑 種 地	128			
合 計	21,563,425	15,525	7,946	23,471

2. 有価証券、積立金の状況

(単位 円)

区 分	金 額	備 考
有 価 証 券	8,407	九州電力株券1,626 阿蘇開発KK50 農業信用基金協会株券570 森林組合株券2,500 日本電信電話債券1,860 信用保証協会出損金1,300 土地改良債券10 県肉用牛価格安定基金協会出損金160 熊本県畜産開発公社出資証券230 熊本県農地管理会社出資金95 南小国町農業協同組合6
積 立 金	3,158	一般基本財産積立金3,067 救恤基金積立金5 学校基本財産積立金86
財 政 調 整 基 金	125,842	
土 地 開 発 基 金	9,194	
合 計	146,601	

3. 町有林の状況

総 面 積	内 訳			備 考
	直 営 林	学 校 林	部 分 林	
715 ha	221 ha	72 ha	422 ha	

小型動力ポンプ 積載車の引渡し式

下中原地区に配備

十二月二十七日、県の補助金を受けて、下中原地区に小型動力ポンプ積載車（一八二万九千円）が新しく配備され、消防団も第二分団六部が組織されました。この日役場前において引渡し式があり、消防団長の訓辞と団員による操作

の訓練が行われ終了しました。これで南小国町の消防力は、大型ポンプ車一台、小型ポンプ車四台、小型ポンプ積載車十七台となります。



積載車の引渡し式

寒風にもめげず 町恒例の消防出初め式

新年恒例の南小国町消防出初め式は、一月六日午前十時から南小国中学校グラウンドにおいて、河津検団長以下、団員二百六十名と来賓多数が参加し、国旗掲揚、殉職消防団員に対する黙とうをささ

げたあと、町長挨拶、団長訓辞、永年勤続団員表彰、来賓祝辞、最後に服装点検並びに分列行進で式が終了しました。

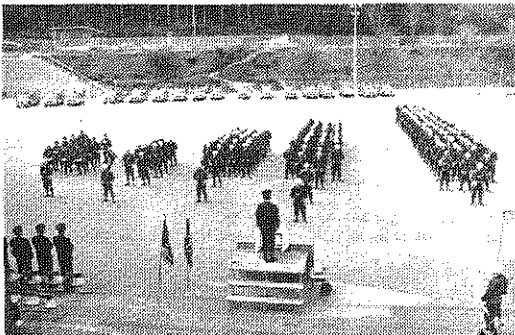
功績彰
(二十年)
松本 学
佐藤 智英
以上二名

勤続彰
(十五年)
後藤 栄喜
下城 守春
宇都宮久喜
穴井 秀憲
堀川 八司
以上八名

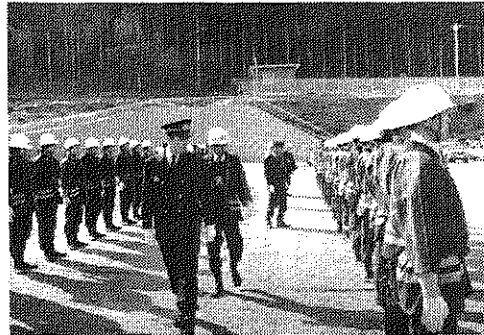
後藤 昭雄・山村晃一・相垣金盛

尚 このたび、消防施設の充実と

消防の使命達成につくしている事により、南小国町消防団が、年頭褒の表彰を受けました。



服装点検を受ける消防団員



町長挨拶を受ける消防団員

国保だより

医療費でまわる保険税Ⅱ

保険税は、お医者さんへ支払う医療費を初めとし、国保を運営する重要な財源です。これに国や市町村からの補助金と合わせて国保は運営されています。

ところで現在、納めている保険税は、高いとお考えですか。もちろん高くてもやりきれないとお考えの方が多勢いるでしょう。高いか安い、保険税の額を決めるのは被保険者自身なのです。というのは、被保険者がお医者さんにかかる医療費の額が、そのまま保険税にはね返ってくるからです。不摂生で病気をしたり、病院をはしごしたりして医療費がかさめば、翌年の保険税は、当然高くなります。医療費は毎年高くなりますというのは、(1)医学が進歩し高度の治療や検査が行われる (2)被保険者の中(特に老人)の医療の割合が多い。老人はいろいろなむづかしい病気や長期を要する場合が多い (3)一人で何件も病院を変える等です。

医療費がふえれば負担が高くなることは当然です。この点からも被保険者の日常生活における健康管理等が大切になります。各目の認識が保険税を決めるという事です。

日本の農業は戦後の食糧不足の時代には、国民の食糧確保と安定供給のために、あらゆる努力を傾けて国民の要請に応えてきました。しかし、

ここ数年一部農産物は生産調整に悩み、あるいは、自給率低下による需給不安にさらされあるいは、輸入自主化に伴う競争の激化に直面しているのが現状であります。

戦後の日本農業の発展は目覚ましいものがありました。それは農業者の懸命の努力、行政機関や農業関係団体の多大の貢献によるといいます。また、その飛躍的發展は生産技術の向上、品種の更新、農業機械の発達、新農薬や化学肥料の使用に負うものが大きいのです。しかし、日本の農業が利潤追求のみに傾き、その結果、化学肥料の大量投入によって次第に地力は失われ、生産される農産物の品質、栄養化とも低下しつつあります。又、農薬の

大量散布は、自然の生態系を破壊し、土・水・川を汚染し、農畜産物に残留して、急性慢性の中毒被害をもたらしています。このまま推移するとすれば、国民の健康は著しくそこなわれ、精神的、肉体的な悪影響が子孫にも及ぶのは必至であります。

南小国町有機農業研究会の設立について

南小国町の農業も、まさしくこの一途をたどっています。最近の現実に対して強い反省が起り、自然の理法に即した有機農業に情熱をもやす者が数多く見られるようになりました。また、消費者の中にも、安心して食べられる食べ物を求める声が高まり、自ら栽培し、あるいは安全食品の研究をするグループが生れております。

そこで、この際生産者・消費者がお互い協力し合い、我々の生命を守る健康な食べものをつくることに努力しなくてはならないと思います。

そこで、今熊本県はもろろん全国各地に結成されている有機農業研究会と緊密な連絡をとり合って生産者ならびに消費者が共栄共存の場をつくり、相互に話し合い、共通の利益のための対策を立て、実践しようとする会にしたいと存じます。

この趣旨に賛同される生産者・消費者の積極的な参加を期待します。賛同される方は、農協宇都宮まで御知らせ下さい。

婦人会だより

去る十二月二日二日の両日、阿蘇郡地域婦人会研修会が、国立阿蘇青年の家で開かれ、私達南小国町婦人会からも三十名が参加させていただきました。

まず始めに県婦連会長波多野先生のお話がありました。その中の一つとして「赤ちゃん教育について」のお話を聞きました。赤ちゃんは愛情をこめて育てると、母乳で育ててほしいということ、お乳を与える時でも話しかけて体のふれあい愛情が生れてくる。少なくとも、三ヶ月は母乳を与えて三才児までの教育が大切である、とお話でした。

その後、三百名の会員はそれぞれの分科会に分れました。分科会テーマは次の六分科会でした。

- 第一 組織の強化
- 第二 教育問題
- 第三 暮らしを考える
(資源と消費)
- 第四 政治と福祉
- 第五 公害と保健
- 第六 交通問題

その中で私は一番身近な「公害

と保健」でした。会員五十名、助言者として保健所 武富先生・中村先生、小国町の井芹先生の三名でした。司会は西原村の中西さんと蘇陽町の栗屋さん、記録は立田さん、久野さんでした。

まず始めに私達身近な、食物について、みなさんは買物について何を一番先に見ますかということ、会員の皆さんは製造年月日、着色料、添加物などに気を付けるといっていました。会員の一人の意見では、二・三年前ではサッカリンの施与が禁止されていたけどこの頃では使ってもよいということはどうしてだろうか。

保健所の方の話では、砂糖の使い過ぎよりも、サッカリンは水になって出るから、その点安心であるとのことでした。次に合成洗剤やホルマリンについて、赤ちゃんの下着などは洗剤の使いようでは、着物の袖口をすったりしたら(腎臓病)をおこすこともある。大人でも新しい下着は一度洗ってから着たほうが良い。赤ちゃん用を使う必要がある。

牛乳は店に入った時二日から三日たっている。購入したら早目に飲むことがいい。この頃では低温

菌があるそうで、十度以下になっても繁殖するので一週間もたったら飲まない方が良く、肉でも魚でも同じだから気を付けるべきだ。など、色々意見が出されましたが時間がたりなく、最後に助言者より三S性、二T性が大事であるという言葉とともに、私達も被害者である反面、又昔は川で水泳したり、使い水にしていたけど、この点では加害者でもあるといわれましたが、私も正しくそのようであることに気が付きました。二時間が短かく感じて分科会を終りました。

馬場支部長

最低賃金改正のお知らせ

熊本県における各種産業別最低賃金が改正になりました。それぞれが次表の最低賃金未満で支払えば、最低賃金法違反を問われることとなります。事業主の方々は特に御注意下さい。詳しいことは熊本労働基準局へお問合せください。

快速・急行バス

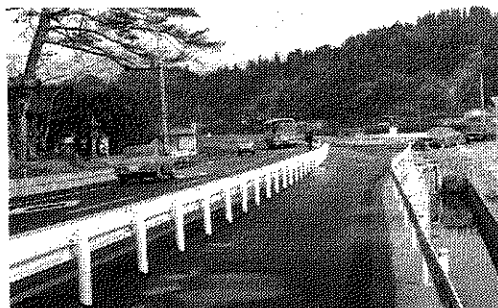
国道212号線バイパスを運行!!

1月15日から・九州産交

九州産交は国道212号線バイパスの開通に伴って、一月十五日から杖立・熊本線の快速、急行バスをこれに乗り入れることにしました。快速バスは、これまで宮原中央停留所と、市原停留所を経由していましたが、今後は両街内には入らず、土田のバイパスから新橋、杉田、大観峰の各バイパスを通るようになります。

そのため、宮原の新橋交差点に、「バイパス宮原」、南小国の上杉田のバイパスに「バイパス市原」の各停留所が新設されます。

これです。杖立・大観峰間が二十三分短縮されることとなります。この快速バスは、大観峰から阿蘇町役場前・阿蘇駅前（坊中）へ



バイパスにできた快速バスの市原バイパス停留所（上杉田）

直行。また、子飼経由だったのが、東バイパス・県庁前経由に、さらに電車通りを通って交通センター・熊本駅前にいたるコースになります。快速バスのとまる停留所は次のとおり。

市原停留所発熊本行時刻表

(普) 6.44	(普) 13.34
(準) 8.14	(急) 15.12
(普) 10.04	(普) 16.04
(急) 10.52	(準) 17.34
(急) 12.42	

◎快速バスの主な停留所の時刻表は下記のとおり。

なお、普通バスは、全く従来どおりで、市原から茗ヶ原・大観峰の旧国道を通ります。

杖立発	バイパス宮原(新橋)	バイパス市原(上杉田)	阿蘇駅前(坊中)	県庁前	交通センター	熊本駅到着
8:40	8:55	8:59	9:46	10:48	11:04	11:11
11:10	11:25	11:29	12:16	13:18	13:34	13:41
14:00	14:15	14:19	15:06	16:08	16:24	16:31

熊本駅前発	交通センター	県庁前	阿蘇駅前(坊中)	バイパス市原(上杉田)	バイパス宮原(新橋)	杖立着
9:31	9:40	9:56	11:03	11:45	11:49	12:04
13:21	13:30	13:46	14:53	15:35	15:39	15:54
15:31	15:40	15:56	17:03	17:45	17:49	18:04

第二回南小国町駅伝マラソン大会

3月6日(日)に開催

第二回南小国町駅伝大会を次の要領で行います。

40代以上 二名

日時 五十二年三月六日

年令は五十二年四月一日現在の満年令。なお出場予定者は体力に

コース 昨年行った12区間で

合せて練習を行って下さい。

チーム 10・20代 六名
30代 四名

出場予定者は全員スポーツ安全傷害保険に加入していること。

冬期労働大学の開催について

熊本県では毎年労働問題等についての研修会を実施していますが本年も次の要領により開かれることになりました。

受講を希望される方は、六日までに役場総務課へ申し込んで下さい。

月日	時間	科目	講師
2月15日 (火)	9:50 10:00	開講 あいさつ	県商工労働水産部長
	10:00 12:30	低経済成長下における中小企業の雇用、賃金動向	同志社大学経済学部教授 西村先生
	13:30 16:30	時事問題	熊本日日新聞社編集局長 平野敏也
2月16日 (水)	10:00 12:30	今後の中小企業と労使関係(経営参加を含む)	大阪市立大学法学部教授 本多淳亮
	12:30 12:40	閉講 あいさつ	県労政課長
会場	熊本県庁地下大会議室		

檢察審査会に参加して

湯田部落―河津忠男

広報一月号によると本年度檢察審査員候補者が選定されたとの記事が出ていましたので、私も昭和五十年度檢察審査会の審査員を終えた者の一人として一言述べさせていただきます。

昭和五十年の一月頃だったと思います。「あなたは審査員候補者に選ばれました」という通知が南小国町運営から届きました。そして何カ月かが過ぎ、忘れた頃に今度は審査会より、一の宮町で説明会をするから出て来るように通知が来ました。それまでは「檢察審査会」というその名すら聞いた事がなかったもので、不安ながらも出席し、当日は審査会事務局と審査協会よりこられて説明がありましたが、あまり良く理解出来ないまま帰ったような次第です。ところが八月の始めの頃に思いもかけなかった事が事実となって、私の所に熊本檢察審査会より招集状が速達で、しかも「〇月〇日何時何分に出席せよ正当な理由なく何……」という文面で来ました。私も大変不安ではありましたが、覚悟をして当日裁判所のあの赤れんがの門をくぐりました。事務局で手続を終えて裁判所玄関の上の大広間で、裁判所長の諭告・宣誓と

厳肅な気持ちで午前中を終りました午後になって私達第三群の先輩第二群の方達がこられてお互いの自己紹介があり、時が過ぎるにつれ先輩方のなんとごやかな雰囲気になり、又、お互いの会話を聞いているとつい三カ月前迄は自分達と同じ見知らぬ者同志であったのかと思うほど打ち解けて話し合っている様子を見て、私もその仲間には入って行けそうな気がしてきました式も終り協議懇談も終り事務局の方より来週はこの問題をやるからといわれて、一冊にまとめた裁定書を通し一人一人に手渡され、一応目を通して来るようにいわれ、意を新にして帰ったように思っています。翌週早速その裁定書によって審議に入りましたが、事務局の方々の扱いなれた話振りの議事の進め方によって自分で感じていたように堅苦しい事では無く、普通の社会人としての常識を持って審議すれば良いとの事を事務局長さんからいわれながら気楽に審査会の末席をかけた様な訳でした。

審査員の仕事を簡単に申ししますと檢察庁にて不起訴になり、告訴人がこれを不服として審査会に審査の申立てしたものに付いて、審査をし檢察官の処分が正しかったかどうかを判断するのが任務なのです。法を知らない者同志ですがあらゆる角度から検討し、討論し一般常識を持って審議をします。これにより起訴相当、不起訴相当不起訴不相当の三つのいづれかという事です。審議した結果は裁定書に自分の意志を先の三つのいずれか一つの裁定をし書名捺印をして出されます。この結論は検事正のもとで通知されます。この檢察審査会の結論を参考にして事件を起訴すべきだというときはあらためて起訴の手続がなされる事になっています。以上のような事です。が、何もあまり堅くなったりしないで、普通の自分の意見をその場で出すという事です。私達も二回三回と回を重ねることによって討議することが、私達に課せられた最大の課題であるという自覚ができ、昭和五十年八月より五十一年一月までの六カ月間(毎週火曜)の任期を一日も欠席する事もなくむしろ任期がとて早かったように思われ無事に務める事が出来ました。任期中に審議した事件は土地売買の事が三件、境界論争が一件、交通事故が一件、その中で一件はあまりにも社会的に知られている事件でしたが、これは未解決のままに任期が終えました。内一件は郡内の身近な事件でした。その間事務局長さんの専門的な法律の話、又自分の知りたい諸問題を親切にわかり易く教え下さ

いました。私の人生にとってこの期間は非常に良い事だったと思います。この後の大きな糧になる事と思います。この後選ばれた方々は、願する事なく参加してお互い世の為そして自分の為にも良く勉強し、あまり知られていないこの制度の発展の為にも折りましたならば参加していただきますようお願い致します。

火災は人災！
防ぐはあなた！



戸籍 明 暗

生年 月日	出生者	保護者	住所
12・28	北里 陽治	公明	杉田下
12・31	堀川美咲香	正光	中湯田
1・9	佐藤 和則	義則	手形野
1・15	児玉 美幸	保美	中杉田
死亡 月日	死亡者	喪主	住所
12・28	平野 勝	浅	脇戸
1・11	橋本 武彦	長男	志童子
1・19	佐藤ヒサヨ	英男	上町2